

## 「庄内空港緩衝緑地」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「庄内空港緩衝緑地」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 施設名 庄内空港緩衝緑地
- 指定管理者として指定した団体  
(団体名) 庄内園芸緑化株式会社  
(住所) 酒田市大町2番7号
- 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 【指定管理者の指定に係る経緯】

- 1 募集期間 令和2年8月4日から令和2年9月15日まで
- 2 申請団体数 1団体

### 3 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、学識経験者の外部有識者を含む計6名で構成）における下記の審査を経て、候補者を選定した。

#### (1) 審査の手順

- ① 申請団体の資格要件への適合の確認
- ② 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ③ 申請団体に対する質疑・応答
- ④ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ⑤ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

#### (2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価し、候補者とすべき者を決定した。

### 4 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。	※
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	
	施設の維持管理の適確性	・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。	

	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働関係法令は遵守しているか。</li> <li>最低賃金は遵守しているか。</li> </ul>	
II	施設の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。</li> <li>事業内容に偏りがいないか。</li> </ul>	5点
III	事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。</li> </ul>	10点
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上のための取組内容は適切か。</li> <li>募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。</li> <li>施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。</li> <li>自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。</li> </ul>	30点
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。</li> <li>施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。</li> </ul>	7点
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用拡大の取組内容は十分か。</li> <li>広報計画の内容は適切か。</li> <li>具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。</li> </ul>	6点
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。</li> <li>空港関係機関と一体となった、空港のPRに寄与する活動等。</li> <li>地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。</li> </ul>	6点
IV	事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員体制（人数、配置体制）は十分か。</li> <li>責任の所在は明確か。</li> <li>有資格者、経験者等の配置は十分か。</li> <li>職員の採用、確保方策は適切か。</li> <li>職員の育成、研修体制は十分か。</li> <li>外部委託の実施計画は妥当か。</li> <li>共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。</li> <li>過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。</li> </ul>	9点
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の財務状況は健全か。</li> <li>金融機関、出資者等の支援体制は十分か。</li> </ul>	9点
V	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。</li> <li>トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。</li> </ul>	4点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策及び緊急時の対策は妥当か。</li> </ul>	4点

情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	4点
地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	3点
環境への配慮	・リサイクル・省エネ等、環境への配慮は十分か。	3点
合 計 点 数		100点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

## 5 選定理由

山形県県土整備部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「庄内園芸緑化株式会社」を指定管理者の候補者として選定した。

<p>○選定基準Ⅰについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設置目的を理解したうえで適切な管理運営方針が示されており、経営モラルも適切であると認められた。</li> <li>・ 県が示した管理経費の上限額の範囲内であり、収支計画及び施設の維持管理が適確であるほか、労働法令を遵守していると認められた。</li> </ul> <p>○選定基準Ⅱについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がい者等の利用のしやすさに配慮がなされていると認められた。</li> </ul> <p>○ 選定基準Ⅲについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状分析が的確になされており、施設の閑散期に関係機関と連携しイベントや大会を開催するなど、更なる利用拡大に向けた方策を持っていることが評価された。</li> <li>・ 長年蓄積した専門知識やノウハウを活かしながら、時代の変化をとらえ「SNS映え」を意識した景観づくりを行うなど、時代に合わせた取組が評価された。</li> </ul> <p>○ 選定基準Ⅳについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制であると認められた。</li> <li>・ 財務状況が健全であることが評価された。</li> </ul> <p>○ 選定基準Ⅴについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理への対応、施設管理上のリスクに対する備えなどの対策が妥当であり、十分な体制が整えられていると認められた。</li> </ul> <p>以上、総合評価による審査の結果、庄内園芸緑化株式会社を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。</p>	
区分	庄内園芸緑化株式会社
審査基準Ⅰ	適格
審査基準Ⅱ	3. 3
審査基準Ⅲ	39. 8
審査基準Ⅳ	11. 1
審査基準Ⅴ	11. 3
合計	65. 6

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 点数は、小数点第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、審査基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

## 6 指定

令和2年12月県議会の議決を経て、令和2年12月22日に指定管理者として指定した。